

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 2 年 5 月 20 日  
財務省理財局国有財産企画課

## 1. 政令の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が国有財産の貸付料等を納付する者に及ぼす影響を緩和するため、国有財産の貸付料等に係る債権について、履行期限の延長をする場合には、担保の提供等を要しないこととするものである。

## 2. 理由

今般制定された「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令（令和 2 年政令第 172 号）」については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

（参考）

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）